

輸出国植物防疫機関に対する通報実施要綱（昭和52年8月25日付け52農蚕第5308号農蚕園芸局長通達）の一部改正
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行						
第2 定義 1 (略) 2 この要綱で「重大な不適合事例」とは、次の事項をいう。 (1) (略) (2) <u>次に定める検疫有害動植物の付着</u> ア <u>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の2、別表2及び別表2の2に掲げる検疫有害動植物</u> イ <u>特定重要病害虫検疫要綱（昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達）別表1に掲げる検疫有害動植物</u> ウ <u>本要綱の別表に掲げる検疫有害動植物の付着</u> (3) ～ (8) (略) 3 この要綱で「緊急行動」とは、輸入荷口から、輸出国における発生の報告・情報がない検疫有害動植物又は植物防疫法施行規則別表1に列記されていない有害動植物であって植物検疫上の脅威となりうるものが発見された際に取られる、迅速な植物検疫上の措置をいう。 別表（第2関係） （削る。） （削る。）	第2 定義 1 (略) 2 この要綱で「重大な不適合事例」とは、次の事項をいう。 (1) (略) (2) <u>本要綱の別表</u>に定める検疫有害動植物の付着 (3) ～ (8) (略) 3 この要綱で「緊急行動」とは、輸入荷口から、輸出国における発生の報告・情報がない検疫有害動植物又は植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1に列記されていない有害動植物であって植物検疫上の脅威となりうるものが発見された際に取られる、迅速な植物検疫上の措置をいう。 別表（第2関係） 1. 植物防疫法施行規則 別表1の2に掲げる検疫有害動植物 <table border="1"> <tr> <th>学名</th><th>和名</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 2. 植物防疫法施行規則 別表2に掲げる検疫有害動植物 <table border="1"> <tr> <th>学名</th><th>和名</th></tr> </table>	学名	和名	(略)	(略)	学名	和名
学名	和名						
(略)	(略)						
学名	和名						

(削る。)

(削る。)

通報対象の検疫有害動植物

学名	和名

(略)

(略)

3. 植物防疫法施行規則 別表2の2に掲げる検疫有害動植物

学名	和名
(略)	(略)

4. 特定重要病害虫

学名	和名
(略)	(略)

5. 1、2、3及び4以外の検疫有害動植物

学名	和名
(略)	(略)